

国際観光旅客税が創設されました

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために『国際観光旅客税』が創設されました。

国際観光旅客税は、原則として船舶会社または航空会社がチケット代金に上乘せするなどの方法で日本から出国する旅客から徴収し、これを国に納付するものです。

《国際観光旅客税の納付》

国際観光旅客税は平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

国際観光旅客税の税率は、出国1回につき1,000円で、日本から出国する際に船舶会社または航空会社へ支払います。なお、旅行会社などを經由して支払う場合もあります。

《非課税となるもの》

- 船舶または航空機の乗員
- 強制退去者
- 公用船または公用機（政府専用機等）により出国する者
- 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦へ帰ってきた者
- 2歳未満の者

また、平成31年1月7日より前に発券された航空券により、平成31年1月7日以後に出国する場合など一定の場合は、国際観光旅客税を支払う必要はありません。